資料11-1

今後の技術士制度の在り方

(制度検討特別委員会 検討経過報告)

背景(現状認識)

前回の技術士法改正から10年以上経過し、産業構造や経済構造、社会ニーズ、国際的な環境が大きく変化している。これに応じて技術士制度がどうあるべきか、 その方向性が改めて問われている。

基本的な考え方

- ・科学技術に対する国民の信頼に応えた、高い専門性と倫理観を有する技術者を育成・確保するために、技術士制度の活用を促進させることが必要。
- ・多くの技術者(エンジニア、以下同)が、キャリア形成過程において、実務経験を積み重ねて、専門的学識を深め、豊かな創造性を持って、複合的な問題を解決できる技術者になるため、技術士資格の取得を通じて、これらの資質向上を図ることが重要。

具体的な改善方策(方向性)

1)技術士に求められる資質能力(コンピテンシー)の策定(国際的通用性を踏まえて)

国際エンジニアリング連合(IEA)の「専門職として身に付けるべき知識・能力」(PC)を踏まえながら、「専門的学識」「問題解決」「マネジメント」等の項目ごとに、 技術士として最低限備えるべき資質能力を策定。

2)技術者のキャリア形成過程における、技術士資格(技術士補・技術士)の位置付けを明確化

- ・技術者の生涯を通じたキャリアパスの観点から、各段階(ステージ)における「技術者像」「業務の性格・内容」「業務上の責任・権限」等を含む「技術者キャリア 形成スキーム」を例示。
- ・(遅くとも)35歳程度の技術者が、技術士資格を取得し、複合的な問題を明確にして解決できる技術者になることを期待。
- ・技術士資格取得後、資質向上を継続的に図るため、CPDの受講程度、技術に関する貢献等一定の条件を踏まえて、技術士コミュニティによる「技術士フェロー(仮称)」付与を、今後検討

(技術士補、第一次試験)

- ・技術士補=技術者としての基礎的素養(基礎的学識)を有する者 (例:「技術士候補者」)
- ・「第一次試験」=大学のエンジニアリング課程(工学のみならず、農学、理学等に係る技術系を含む)により取得すべき能力の確認
- ※ 新卒技術者が、専門の技術分野にかかる幅広い基礎及び専門知識を修得するため、試験上の科目(専門科目)の再編(大くくり化)を、今後検討

(技術士、第二次試験)

- ・技術士=技術者としての実務経験に基づく専門的学識及び高等の専門的応用能力を有する者(コンピテンシー)
- ※ 第二次試験=技術士のコンピテンシーを、試験を通じてどのようにはかるか、具体的な制度設計を、今後、慎重に検討

3)技術士資格の活用促進(他の国家資格との相互活用)

- ・情報処理技術者試験の高度試験合格者:情報工学部門の第一次試験の一部免除 (詳細検討中)
- ・ダム水路主任技術者(小水力発電のもの):建設部門の第一次試験合格者 等であれば選任可 (詳細検討中)

4)総合技術監理部門(総監)

- (前回分科会において、専門技術部門「技術士」が、国際的に「エンジニア」に相当するのであれば、総監「技術士」はどのように位置付けるべきかとの指摘)
- ・総合技術監理で問われる内容は、安全管理等の5つの管理技術を有機的に関連付けて行う総合管理技術であり、総監以外の技術部門の技術士においても、 程度の差はあるものの、必要。
 - ※ 社会ニーズの変化等を踏まえて、総合技術監理で問われる内容の追加、技術部門としての適否 を今後検討 (追加例:社会インフラの維持管理)